

WIPO調停 ガイドブック



WIPO | ADR
Arbitration
and Mediation
Center



法廷で裁判を行うには、多くの場合、
多額の費用と時間を要します。
また裁判は、ビジネス関係に支障を
もたらす可能性もあります。



裁判に代わる手段として、
裁判外紛争処理 (ADR) の利用が
増えています。



ADRは、法廷裁判という従来の方法に代わり、二者間または複数当事者間の紛争の解決に向けた様々な手段を提供します。

知的財産 (IP) 及び技術に関する紛争については、多くの場合、調停、仲裁または専門家による決定などのADRを用いた処理が適していると言えます。紛争当事者は、ADRを効果的に活用することで、紛争処理にかかる時間と費用の負担を減らし、さらに、その他の様々な恩恵を受けることができます。

WIPO仲裁調停センター (WIPOセンター) は、中立的で国際的なADRサービスを非営利で提供し、次の事項に関する支援を行います。

- 知的財産紛争、技術紛争、商事紛争の解決
- 紛争処理過程の管理
- 経験豊かな調停人、仲裁人、専門家の選定
- 秘密性のある手続への紛争処理の集約
- 生産的なビジネス関係の構築、継続、増進

WIPOセンターの主な目的は、紛争処理の費用と時間負担を軽減するためのサービスを知的財産の利害関係者たちに提供することです。

知的財産や技術その他商事分野の
関係者の中で、紛争処理の手段として
調停を選択する動きが広がっています。



調停の利用増加の背景として、法廷裁判に要される費用や時間の負担が大きい上に遅滞などの問題も発生することが挙げられます。

また、調停自体の利点によるところも多く、特に、紛争処理の過程と結果に対して当事者の裁量が及ぶ余地がある手続である点は、調停の大きな魅力の一つです。

調停は、紛争の当事者双方に有益な結果をもたらすことが可能な紛争解決手段として、大きな成果を挙げてきました。しかし、紛争処理手段の選択肢として未だ一般には浸透しきっていない側面もあります。

この冊子は、今まで調停に馴染みの薄かった方々の疑問に答えるために用意されたものです。主に、WIPOセンターの豊富な経験に基づく調停の基本的な概要の説明を内容とします。調停の主な特徴や利点を紹介し、WIPO調停規則に基づく調停が具体的にどのように進められるかについて、実際に取り扱われた事例を交えながら解説します。

紛争解決の手段として調停に関心を持つ紛争利害関係者に役立てていただくことを目的とします。

知的財産紛争処理

費用 + 時間

裁判 - 国外の管轄

裁判 - 国内の管轄

費やされる費用 + 時間

出典: 技術取引における紛争処理に関する国際調査 (WIPO)
(<https://www.wipo.int/amc/en/center/survey/results.html>)

調停 (Mediation)

調停は、中立的な仲介人である調停人の支援により、当事者双方の利益に沿った和解成立を目指す、私的な合意に基づく手続です。

調停人は、強制力を伴う判断を下すことはできません。

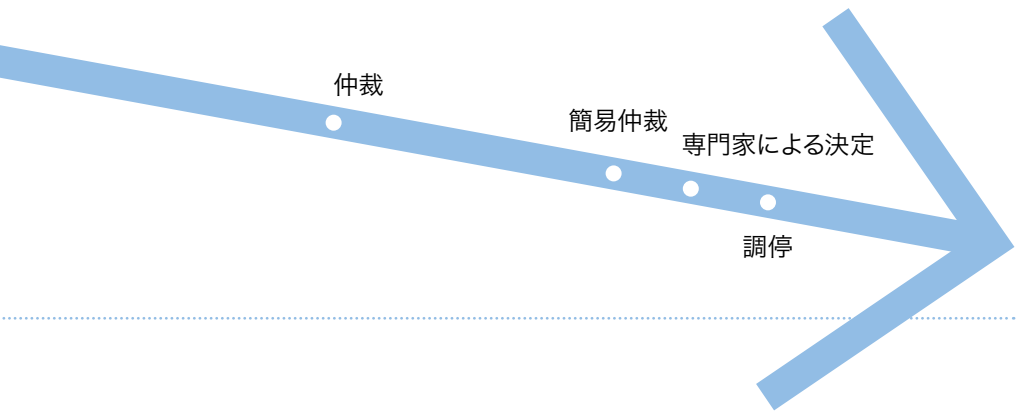
ただし、当事者が和解合意書を締結した場合、それに契約としての執行力を持たせることは可能です。

また、調停は、裁判や合意に基づく仲裁併用を妨ぐものではありません。

仲裁 (Arbitration)

仲裁は、当事者の合意に基づくより形式的な手続で、当事者により選任された単独または複数の仲裁人に紛争が付託されるものです。当事者の権利義務関係に基づき仲裁廷が下す仲裁判断は法的拘束力と最終性（上訴なし）を伴い、仲裁法の下で国際的に執行可能です。

訴訟に代わる私的な紛争解決手段である仲裁では、通常、終結後に裁判手続に進むことはできません。



簡易仲裁 (Expedited Arbitration)

簡易仲裁は、**短期間・低コスト**の簡易手続で行う仲裁です。

簡易仲裁の仲裁廷は、通常、単独の仲裁人で構成されます。

専門家による決定 (Expert Determination)

専門家による決定は、**当事者の合意**に基づき**特定の付託事項** (例えば技術的な論点など) についての判断を、単独または複数の**専門家の決定**に委ねる手続です。

当事者は、合意により、この決定に**拘束力**を持たせることができます。

調停とはどのようなものか

調停は利用が高まりつつあるADR手段の一つで、WIPOセンターが提供するADRの選択肢の一つでもあります。

調停は当事者の裁量が及ぶ非拘束的な手続

調停の成否は、当事者双方が自主的に同手続を継続するか否かが左右します。調停は法的拘束力を伴わない手続であるため、当事者に対して強制力のある決定が下されることはありません。調停により当事者間の和解が成立した場合には、和解合意書は、適用法令に基づき、契約としての執行力を持ちます。

調停人は裁判官や仲裁人とは異なり判断者ではない

調停人の役割は、紛争に対する判断を下すことではなく、当事者間の和解成立を仲介することです。

調停は秘密性のある手続

調停手続では秘密が守られます。これにより、当事者は、調停中に承認、提案または和解提案を行ったときに、それが調停の範囲を超えて影響を及ぼす可能性について懸念を抱くことなく、率直な話し合いを進めることができます。また、調停手続の内容は、基本的に、その後の訴訟や仲裁において使用できません。WIPO調停規則には、調停の存在や結果の秘密性を保護するための詳細な規定が含まれています。

調停は当事者の利益に基づく手続

調停では、当事者は、それぞれのビジネス上の利益に基づき紛争解決を進めることができます。したがって当事者は、すでになされた行為だけでなく、当事者間の将来のビジネス関係をも見据えた結果を自由に選択することができます。

調停の主な利点

調停は、当事者の一方または双方が下記のいずれかを重要視する場合に特に有用な紛争処理手段です。

- 紛争処理にかかる**費用を最小限**に抑える。
- 紛争処理の過程に当事者の**裁量**を及ぼせる余地がある。
- **迅速**に和解を成立させる。
- 紛争の**秘密性**を維持する。
- 当事者間の**ビジネス関係**の維持または増進を可能にする。

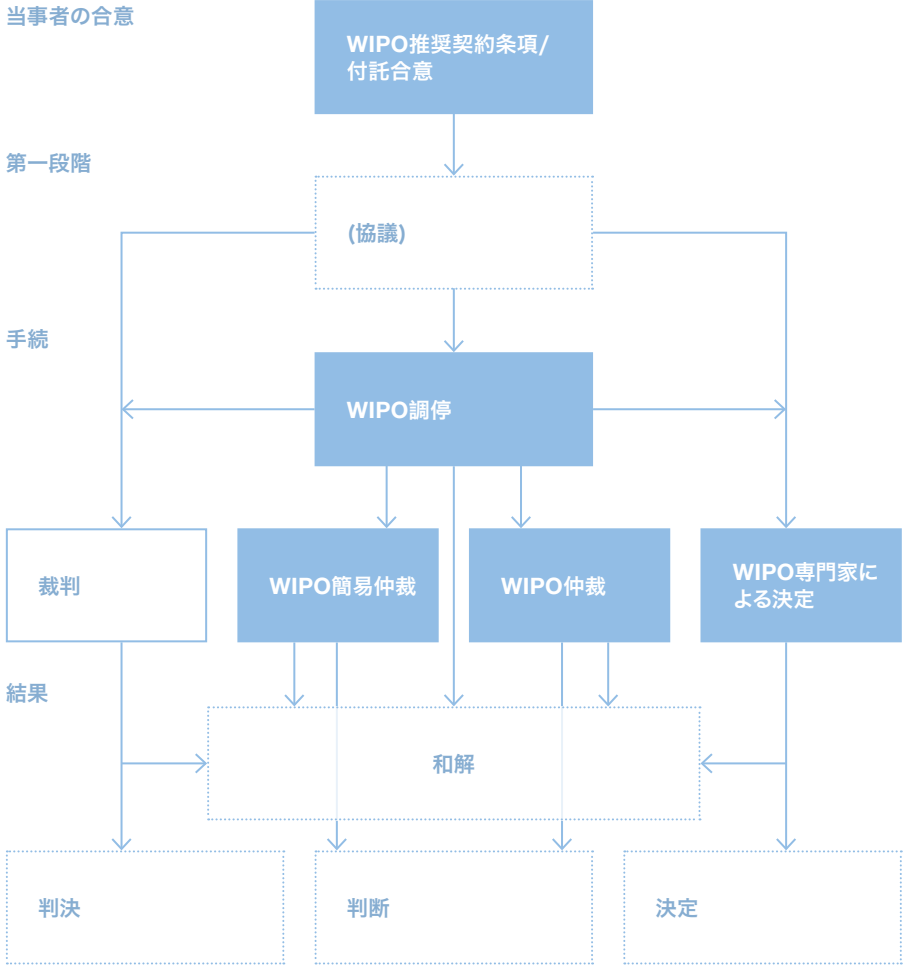
中でも、調停の最も大きな利点は、紛争処理の過程に関して当事者が**裁量**を持つことができる点ではないでしょうか。各当事者は、進行や費用の状況あるいは相手方当事者の誠意などに不満を感じる場合には、いつでも調停から離脱することができます。調停を続行させるか否かは、どの段階においても、当事者によるコントロールが可能なのです。

調停は**非拘束的で秘密性が維持される**手続であるため、リスクを最小限に抑えることが可能であり、これにより大きな価値を得ることができます。また、たとえ和解が成立しなかった場合であっても、調停は失敗には終わらないと言われることもあります。これは、当事者が主張する事実関係や争点が調停の過程で整理されることで、その後の仲裁や裁判に向けた当事者の備えになるためです。

各当事者は、調停の過程で、それぞれの主張の強みと弱みを把握することができます。調停はまた、当事者間の厳密な法的権利義務関係だけではなく、双方の**ビジネス上の利益**にも沿った解決策を探す場を提供します。

しかしながら、調停は、全ての紛争の処理に適した手段というわけではありません。調停を行うには**当事者双方の協力**が必要なため、故意・悪意による権利侵害が行われた場合には、この手続は適さないでしょう。また、当事者の一方または双方の目的が、純粋な見解の違いに関する中立的な意見を入手すること、先例や判例を打ち立てること、または争点に関して公にその正当性が立証されることである場合には、調停は適さない可能性があります。

WIPO ADR手続



WIPO調停へのルート

WIPO調停への紛争の付託は、**契約条項**、あるいは契約条項が存在しない場合には付託合意によりなされます。また、これらに代わる手段として、WIPO調停の**一方的な申立て**も可能です。

WIPO規則による調停の契約条項

WIPO調停の申立ての中で最も多いのが、WIPO規則による調停の契約条項に基づく申立てです。

WIPO規則による調停への付託合意

事前の合意がない場合であっても、当事者は、紛争が生じた後に、WIPO調停への付託に合意することができます。

一方当事者によるWIPO調停の一方的な申立て

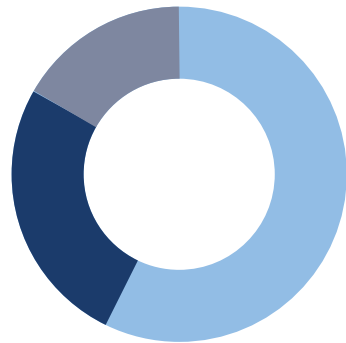
上記に代わる手段として、一方当事者が、相手方当事者及びWIPOセンターに知らせることで、WIPO調停への紛争の付託を提案することができます。

裁判所により付される場合

既存の訴訟手続においても、裁判所の勧めにより、または当事者の合意により、紛争をWIPO調停へ付することが可能な場合もあります。

これらのWIPO調停へのルートそれぞれに関し、WIPOは**推奨契約条項及び付託合意**を用意しています(p14)。当事者は、条項を用いて、例えば調停地や手続言語の指定などの調整を加え、**調停手続の枠組み**を決めることができます。

WIPO ADR事件



- 57%
契約条項
- 26%
付託合意
- 17%
一方的な申立て

WIPO調停の取扱い事例

	契約紛争	契約以外の紛争
契約	ソフトウェア ライセンス契約	該当なし
紛争	ライセンシーには関連当事者をしてソフトウェアへアクセスさせる権利があったか否か、また、かかる第三者の使用に関してライセンス料が追加で発生するか否か	商標共存: 類似の商標の混同を避け、将来の使用を制御するため
当事者	米国のソフトウェア開発会社、オランダの通信サービスプロバイダ	米国の会社1社、イタリアの会社2社、スペインの会社1社
根拠	紛争をWIPO簡易仲裁併用調停へ付託する条項が契約に含まれていた	付託合意により当事者がWIPO調停への付託に合意した
過程	WIPOセンターは、当事者により定められた基準を考慮し、ソフトウェアライセンス分野で経験豊かな調停人候補者を選んで提案し、当事者の要望に従って調停人を選任した 調停人と当事者は、ワシントンD.C.における2日間の期日で会合した	手続言語: 英語、イタリア語、スペイン語 WIPOセンターが提案した候補者のリトの中から、当事者は、欧州の商標法を専門とし英語及びイタリア語に堪能な調停人を選定した 調停人と当事者は、ミラノにおける2日間の期日で会合した
結果	当事者は双方が受け入れ可能な枠組みを案出し、複数の争点が解決に至った 調停終了後も、残りの争点を解決するために、調停中に案出された方法により、当事者間の直接協議が継続された	争点全てを網羅した包括的和解合意成立
期間	2か月	4か月

知財庁の審理

該当なし

商事及び知的財産に関する国際的な長期紛争: 商標出願に対する異議申立て

シンガポールの会社 (異議申立人)、インドネシア、マレーシア、シンガポールを拠点とした商業的につながりのある会社 (出願人)

当事者は、世界全体で係属中の手続を全て処理するために、商標に関する異議申立てを全て集約して包括的なWIPO調停へ付託することに合意した

WIPOセンターにより提案されたシンガポール人の知財弁護士を調停人とするに当事者が合意した

シンガポールにおける1日の期日で会合を行った

商標及び商事に関する紛争について地域的な和解が成立した

4か月

裁判

該当なし

主要疾患に対するヒト抗体の開発に関する提携契約の契約違反

ドイツの会社、フランス/米国の会社

裁判が1年以上にわたって行われた後、当事者は、裁判官の調停付託の勧めを受け入れ、共同してWIPO調停を申し立てた

WIPOセンターは5人の候補者を提案し、当事者は、調停に熟練した米国の知財弁護士を調停人することに合意した

和解合意が成立した

6か月

一方的な申立て (契約以外)

該当なし

欧州で販売された製造物に使用されたいくつかの特許が申立人の特許権を侵害したとする主張

中国の製造会社、米国の製造会社

中国の会社がWIPO調停規則の第4条に従ってWIPO調停を申し立てた

該当なし

一方的な申立てを受けて、当事者は協議を再開した

米国の会社が欧州におけ当該製品の販売を停止した

1か月

WIPOが推奨する紛争処理契約条項と付託合意

WIPOのADR手続への紛争の付託は、当事者間の合意に基づきなされるものです。WIPOセンターは、そのような合意の形成を促進するために、センターが推奨する契約条項 (特定の契約に関して将来紛争が生じた場合の付託) と付託合意 (既存の紛争の付託、裁判所により付されるものも含む) を用意しています。

WIPOは、以下各種の**調停に関する推奨条項**を提供しています。

- 調停
- 仲裁または簡易仲裁併用調停
- 専門家による決定併用調停
- 裁判併用調停

WIPO推奨契約条項と付託合意は、日本語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、ギリシア語、ロシア語、アラビア語を含む多くの言語で提供されています。

WIPOセンターに申し立てられた調停、仲裁及び簡易仲裁事件では、その40%において、WIPO調停で和解が成立しなかった場合にはWIPO仲裁または簡易仲裁を併用するという**多層的紛争解決条項 (エスカレーション条項)**が用いられています。

WIPOセンターはまた、**調停以外のWIPOの紛争処理手続**に関する推奨条項も提供しています。

- 仲裁
- 簡易仲裁
- 専門家による決定

WIPOセンターが提供する推奨条項は全て、次のウェブページで入手可能です。推奨条項: wipo.int/amc/ja/clauses

さらに、当事者のニーズに合った契約条項や付託合意の選択及び調整を支援するためのツールとして、**WIPO Clause Generator (WIPO条項自動生成ツール)**も提供されています。

wipo.int/amc-apps/clause-generator

WIPO推奨調停条項

「本契約および本契約の今後の改訂の下で、あるいはこれらに起因ないし関連して生ずる、あらゆる紛争、論争ないし請求（契約の成立、効力、拘束力、解釈、履行、違反、解除、ならびに契約外の請求を含み、これらに限定されない）は、WIPO調停規則による調停に付託されるものとする。調停地は[場所を記述]とする。また、調停手続において使用される言語は[言語を記述]とする。」

一方的な申立てによる調停の開始

WIPOで取り扱う事件の大部分は、当事者の一方または双方が、**契約条項に基づき**、調停を申し立てるものです。契約にそのような条項が含まれていないときや契約が存在しない場合には、当事者間の付託合意を形成して調停を申し立てることができます。またその他の手段として、WIPOでは、一方当事者による**一方的な調停申立て**が可能です。

WIPO調停規則の第4条では、**調停合意が存在しない場合においても、一方当事者は、WIPOセンター及び相手方当事者へ調停申立書を提出することができます**と定められています。このような申立てが行われた場合、WIPOセンターは、相手方当事者に対して、当該調停申立の検討と調停手続の理解を形成して支援を行います。

一方的な申立ては、**権利侵害に関する紛争や裁判に係属中の事件など**において、特に役立つことがあります。

下の**WIPO調停申立書（一方的な申立て）の書式は、申立方法の案内と併せて次のウェブページに掲載されています。**
 調停申立て: wipo.int/amc/ja/clauses/mediation

The image shows a form titled "WIPO 調停申立書 Request for WIPO Mediation" with instructions in Japanese and English. It includes fields for party information and a dispute description.

WIPO 調停申立書
 Request for WIPO Mediation
 (WIPO 調停規則 第4条) [Article 4 of the WIPO Mediation Rules]

注: 申立人は第1欄及び第2欄(a)の項目を記入してください。
 [Note: The requesting party shall complete sections 1 and 2(a).]
 相手方は第2欄(b)の項目を記入してください。
 [The other party shall complete section 2(b).]

1. 当事者 (Parties)
 連絡先情報を下に記載してください。 [Please provide the following contact information]

申立人 [Requesting Party] 氏名 (名称) [Name] 所在国 [Country of domicile] 電話 [Tel] 電子メール [E-mail] 住所 [Address]	相手方 [Counter Party] 氏名 (名称) [Name] 所在国 [Country of domicile] 電話 [Tel] 電子メール [E-mail] 住所 [Address]
代理人 [Represented by]: 電話 [Tel]: 電子メール [E-mail]: 住所 [Address]	代理人 [Represented by]: 電話 [Tel]: 電子メール [E-mail]: 住所 [Address]

2. 紛争 [Dispute]
 紛争についての簡潔な記述を記載してください。 [Please provide a brief description of the dispute]

[Empty box for dispute description]

WIPO調停規則

当事者が、紛争をWIPO調停へ付託することに合意するときには、その合意の一環として、**WIPO調停規則**を適用することになります。調停人と当事者は協力して調停の進め方を決めますが、調停人と当事者が紛争の解決に専念できるよう、WIPO調停規則は、**手続的な枠組み**を確保するものです。

WIPO調停規則は主に次の役割を持ちます。

- 手続の**非拘束的な性質**を明確にする (第14条(a)、第19条(iii))。
- **調停人の選任方法**を規定する (第7条)。
- **調停人手数料**の決定方法を規定する (第23条)。
- **調停及び協議をどのように開始するか**を示す (第3条～第6条、第13条)。
- 調停の過程、開示内容及びあらゆる結果の**秘密性の保護**を確保する (第15条～第18条)。
- **手続にかかる費用の分担方法**を規定する (第25条)。

WIPOセンターの役割

WIPOセンターの主な役割は、費用対効果の高い手段で知的財産紛争を速やかに解決することを目指す当事者を支援することです。主な活動内容は以下のとおりです。

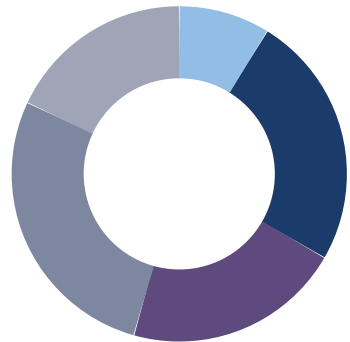
- WIPO ADR手続への紛争の付託を**支援**します。
- WIPOセンターが保有する国際的な中立者名簿やその他のリソースを用いて、**専門知識を備えた仲裁人、調停人及び専門家の選定**を支援します。
- 当事者及び中立者との協議の下、**中立者の手数料を設定**し、紛争処理の金銭面に関する事務管理を行います。
- **当事者や調停人との間で連絡調整**を行い、効率的なコミュニケーション及び手続の実現を目指します。
- 会合のための会場の確保を含め、**当事者の要望に応じた支援サービス**を手配します。

WIPO調停の主な利点

WIPOセンターの調停手続の利用には、多くの利点があります。

- WIPOセンターは、知的財産や技術に関する紛争の取扱いを専門とする、**国際的で独立した紛争処理管理機関**です。
- 知的財産に関する技術、商事及び法的事項にとりわけ豊かな知識と経験を持ち、さらに国際的な商事調停の経験も豊富な専門家を含む**国際的な調停人名簿**の活用が可能です。
- 秘密性の保護を重視した**柔軟な規則**に基づく手続です。
- **実施手数料は経済的な水準**に設定されています。
- 調停がジュネーブで実施される場合には、**会合のための会場**が無料で提供されます。

WIPO取扱い事件 紛争の分野



- **著作権 9%**
芸術作品、放送、芸能、映画・メディア、著作権侵害、テレビ番組フォーマット権
- **情報通信技術 25%**
モバイルアプリ、アウトソーシング、システム統合、ソフトウェア開発、ソフトウェアライセンス、電気通信
- **商事 21%**
流通、エネルギー、フランチャイズ、マーケティング、スポーツ
- **特許 28%**
クロスライセンス、特許権侵害、ライセンス、特許所有権、パテントプール、R&D/技術移転、ロイヤルティ支払い
- **商標 17%**
商標共存、商標権侵害、ライセンス

WIPO取扱い事例

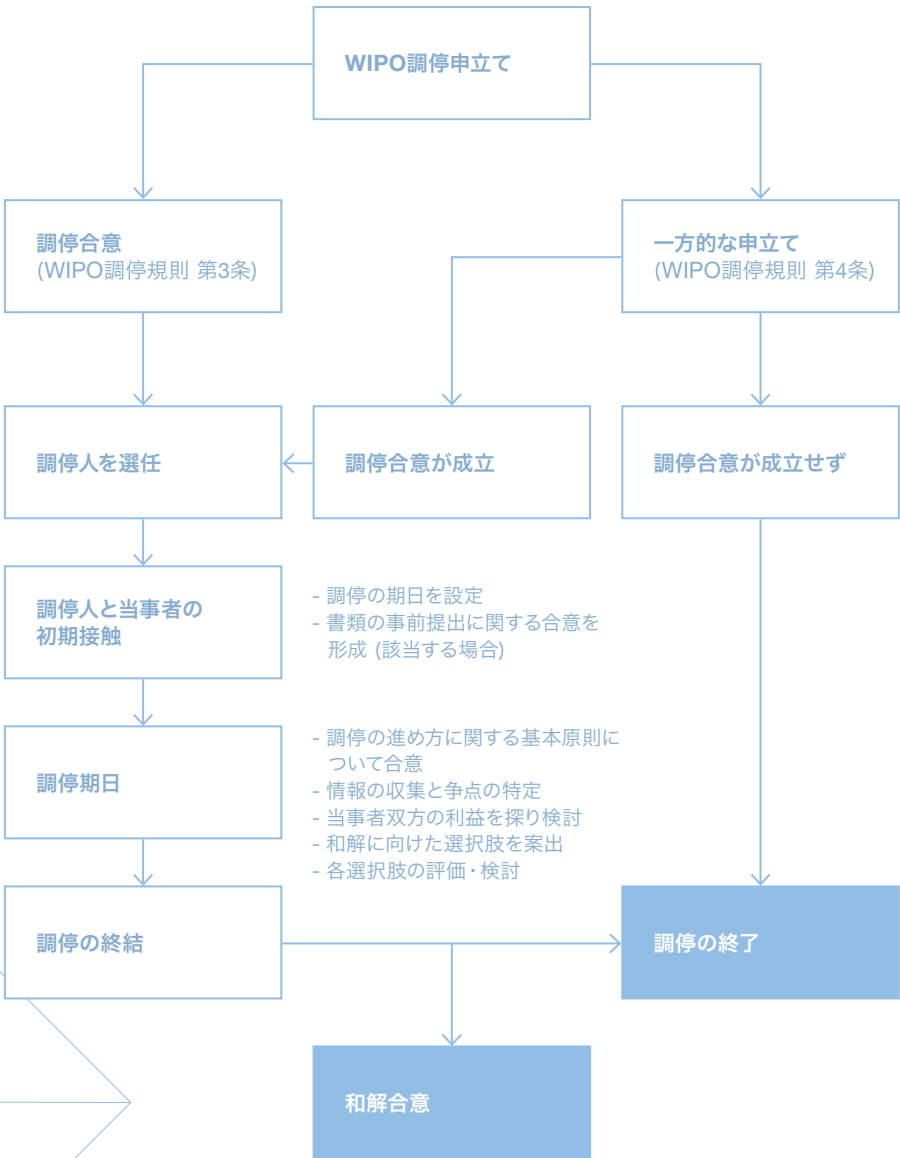
正式な調停合意が形成されている場合、WIPO事件における和解率は、通常70%に達します。

WIPO調停規則の下で、調停人は、知的財産紛争のみならず**多岐にわたる内容**の紛争を取り扱います。WIPO調停で取り扱われてきた事件には、特許、商標、情報通信技術 (ICT)、著作権、芸能、さらにフランチャイズや流通などのより一般的な商事事項に関するものが含まれます。

正式な調停合意が形成されている場合、WIPO事件における和解率は、通常、70%に達します。調停で和解が成立しなかった場合であっても、当事者は調停の経験を利益にすることができ、時には、その後の仲裁や裁判で、あるいはただ継続して協議を行うことにより、和解が成立することもあります。

WIPOセンターの重要な役割として、**適切な調停人**を確保することが挙げられます。WIPO調停の当事者は、**2,000人に及ぶ調停人・仲裁人を含むWIPOの中立者名簿**を活用することができます。これらの中立者の専門分野は知的財産及び技術の領域を幅広く網羅しています。また当事者は、WIPOの中立者名簿に制限されることなく、合意により自由に調停人を選定することができます。

WIPO調停の主な流れ



WIPO調停: 手続の主な流れ

調停では、**形式的な手続は多くありません**。各調停の構成は、その当事者と調停人が決めます。当事者と調停人は協力して、手続の進め方を検討し、合意します。

ここでは、WIPO調停の**手続の主な流れ**を説明します。当事者はいつでも手続を修正して別の進め方を採用することができますが、一般的な目安としての調停の流れは以下のとおりです。

1 調停合意

最初のステップは、**紛争を調停へ付託することについての当事者間の合意**の形成です。調停合意は、当事者間のビジネス関係を定める契約にすでに含まれていることがあります。例えば、知的財産のライセンス契約において、同契約の下で生じるあらゆる紛争は調停へ付託されることが合意されている場合です。また、紛争が生じた後に、その特定の紛争に関する調停合意が形成される場合もあります。当事者間の調停合意は、WIPOセンターへの調停申立ての基礎となるものです。

また、当事者間に調停合意が存在しない場合であっても、一方当事者が、WIPOセンター及び相手方当事者に一方的な申立書を提出することが可能です (p16の第4条に関する説明を参照)。この場合、相手方当事者が調停に合意すると、調停が開始されることとなります。

2 調停の開始

調停申立書には、当事者の氏名、連絡先及び代理人並びに紛争の要点を含む紛争概要を記載し、調停合意の写しを含めなければなりません。ここで提示された情報は、調停手続を進めるために必要とされるものであり、当事者の主張や争点を法的に定義づけるものではありません。

調停人は当事者双方から信頼を得る必要があるため、両当事者の信任に基づき選任されることが重要です。

3 調停人の選定と選任

調停の過程で重要なステップとなるのは、**調停人の選定と選任**です。

調停の申立てを受理すると、WIPOセンターは、当事者又は代理人に連絡し、**調停人の選任**に関する協議を開始します。当事者が合意によりすでに調停人を決めている場合を除き、WIPOセンターは、リストアップと称される方法を用いて、当事者による**調停人の選定**を支援します。

- WIPOセンターは、紛争の内容、当事者の居住地や国籍及び言語など様々な要素に基づき調停人の**候補者リスト**を作成し、各候補者の資格に関する記述を含めて各当事者に送付します。
- 希望する調停人について当事者間の意見が異なる場合には、各当事者は、それぞれが希望する順位に従って、**候補者を順位付け**します。
- WIPOセンターは、当事者双方の希望を考慮した上で、調停人の不偏独立性の確認を行った後、**調停人を選任**します。

4 調停人と当事者の初期接触

調停人は、選任を受け、当事者との間で最初の話し合いを行います。通常は**電話会議**の形式で行われます。調停人は、自由に、両当事者と同席協議し、または個々の当事者と**別席**協議することができます。

このような予備接触を行う目的は以下のとおりです。

- **調停人の紹介**と当事者の役割の確認
- **調停の手順**に関して当事者が共通の理解を持っていることの確認
- 調停の**スケジュール**の設定
- 調停人へ提出すべき**書類**と**提出日程表**の確認と合意
- 日時、場所及び参加代表者を含む**調停期日**に関する協議

5 調停の手続的枠組み

WIPO規則は、調停に関する手続的な枠組みを詳細に定めるものであり、引用により、当事者間の調停合意に組み込まれます。したがって、調停人と当事者の関係は、WIPO規則により基礎づけられます。当事者及び調停人は、WIPO規則の下で調停を行うことに合意することにより、以下の事項を含む規定に拘束されます。

- **秘密保持義務**
- 当事者が**誠意をもって協力**する義務
- 調停人が調停のために行った作業の内容と時間を記録する義務や、当事者が調停人手数料及び費用を支払う義務を含む**手数料に関する規定**
- **免責事項**

調停人によっては、調停人と当事者の関係や手続のその他の要素を定める書面に当事者の署名を求める場合もあります。WIPO規則の適用に加えて、特定の管轄区域における慣行や国内法が反映されるためです。

6 調停期日

調停は、取り扱われる紛争の争点、複雑度、商業的又は法的な重要度、また当事者間の立場の隔たりの度合などに応じて、1日、数日間、またはより長期にわたる会合（期日）で実施されます。

調停人は、初めに、調停を進める上で遵守されるべき**基本原則**を当事者と確認します。調停人は、特に、以下の事項の確認を行います。

- 調停人が当事者と会合を持つ際の手続的側面を、**コーカス (caucus)** (個々の当事者との別席会合) に関する手続も含めて、確認します。
- WIPO調停規則の下で当事者に義務付けられる**秘密保持義務**を確認します。

調停人の紹介がなされた後、当事者は、通常、**冒頭陳述**を行います。調停人はその後、当事者の事前の合意や調停の状況に応じて**同席または別席の調停セッション**を行います。

このセッションは、調停の中核を成すもので、次の手順で行われます。

- 紛争に関する**情報の収集と争点の特定**
- 各当事者の立場を基礎づける**それぞれの利益**を探り検討
- 双方の利益に沿った**選択肢**の案出
- 和解に向けた各選択肢及び和解に代わる選択肢を双方の利益に照らして**評価・検討**
- **和解の成立**、和解合意書の締結

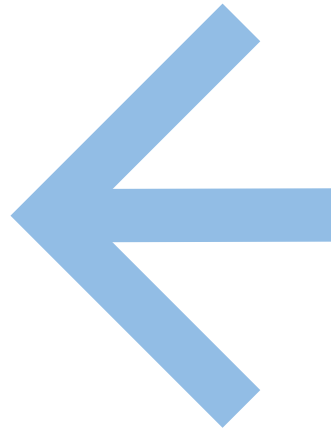
無論、必ずしも全ての調停で和解が成立するわけではありません。しかしながら、当事者双方にとって、調停による和解を成立させるという**選択肢**があり、調停による和解の成立が、裁判や仲裁またはその他の手段による紛争処理よりもそれぞれの利益に沿った解決であると考える場合には、**和解が実現する可能性が高い**と言えます。

WIPO調停の場所

当事者は、**調停が行われる場所を自由に選択**することができます。WIPO調停規則に基づく調停は、ジュネーブやシンガポールにあるWIPOセンター以外の場所でも実施可能です。WIPO調停規則に基づく調停は、世界各地において、当事者にとって利便性の良い場所で実施されています。

ジュネーブまたはシンガポールで実施することを当事者が合意により決定した場合には、WIPOにより、会合の会場と控え室が無料で (WIPOセンターへの実施手数料に関連費用が加算されることなく) 提供されます。その他の場所で調停を実施することを当事者が決定した場合、WIPOセンターは、適切な会場の手配を支援します。

また、当事者及び調停人は、WIPOが提供するオンライン事件管理ツール (安全な記録資料ツールやビデオ会議ツールを含む) を、無料で自由に利用できます。



WIPO調停の費用

WIPO調停では、通常、2種類の手数料が支払われます。

- **WIPOセンターに対して支払われる実施手数料**
- **調停人手数料**については、調停人が選任される際に話し合いが行われます。通常、紛争の複雑度 目的額、さらに調停人の熟練度や事者の所在地などを考慮に入れレートに基づき、時間あたりまたは1日あたりの手数料が算出されます。

WIPO調停規則の手数料表には、WIPOセンターの実施手数料と、調停人手数料の**指標となるレート**が提示されています(下記参照)。

また、当事者が、WIPO調停やその他のWIPO ADR手続の手数料を具体的に検討したい場合、オンラインの**WIPO Fee Calculator (手数料計算ツール)**を利用できます。www.wipo.int/amc/en/calculator

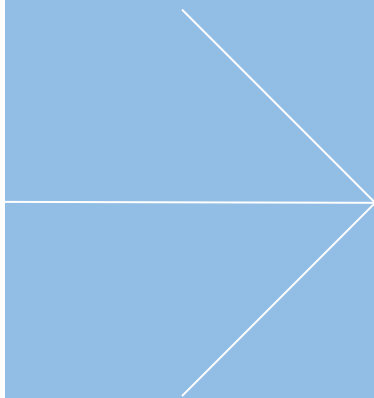
費用の負担

調停の費用(センターの実施手数料、調停人手数料及びその他の費用)について、WIPO調停規則は、**当事者が均等に負担**するものと規定しています。ただし、当事者は、合意により、負担の割合を自由に変更することができます。実務上では、調停が当事者にもたらす和解率の高さや費用対効果の高さなどの利益が裁判や仲裁と比較して一般的に優れているため、調停費用の負担の割合が当事者間で問題になることはあまりありません。

WIPO調停規則の第4条に基づく**一方的な申立て**がなされた場合には、その時点では実施手数料は発生しません。実施手数料は、調停を開始することについて相手方当事者と合意に至った場合にのみ発生します。

係争金額	実施手数料	調停人手数料
\$250,000以下	\$250	\$2,500 10時間の準備・調停あたりの指標レート
\$250,000超	調停目的額の 0.10%、 ただし実施手数料は \$10,000を最高額とする	指標となるレート： 1時間あたり\$300以上、\$600以下 1日あたり\$1,500以上、\$3,500以下

WIPOセセンターは
時間と費用面で効率的な
手続運用を重視します。



事例

WIPO調停人の支援により当事者間の和解が成立した事例

調停では、当事者の**ビジネス上の利益**に沿った**実用的な解決策**を探ることができます。それでは、調停で、実際にどのようにして解決策が導き出されるのかについてご説明しましょう。

ここでは、和解が成立したWIPO調停事件を基に、調停の具体的な事例を紆余曲折の過程も含めて紹介します。

紛争

3大陸で複数の特許を保有する**技術コンサルティング会社**が、コンサルティング契約を背景に、**大手の製造業者**に対して特許発明を開示した。

当該コンサルティング契約は、当該製造業者に対するいかなる権利の移転またはライセンスをも規定するものではなかった。**製造業者が製品の販売を開始**すると、コンサルティング会社は、当該製品はその**特許発明**の権利を侵害するものであると主張し、その特許権の管轄区域で特許侵害訴訟を提起すると警告した。

調停付託と調停人選任

両当事者は、外部の専門家の支援を得て、**特許ライセンスに関する協議を開始**した。しかしながら、コンサルティング会社が主張した損害額が製造業者が提示した額を大きく上回っていたため、ロイヤリティに関する合意に至らなかった。紛争の解決を求めて、両当事者は、**WIPO調停規則に基づく調停に紛争を付託**した。WIPOセンターは、特許及び関連技術分野に特化した専門家を調停人候補者として提案し、当事者は、候補者の1人を調停人として選任することに合意した。

予備的問題

選任を受け、**調停人は、各当事者の代理人と予備的な電話会議を行い**、補足的調停付託事項、調停セッションの参加者、意思決定者、調停人の役割、事前に提出すべき書類などに関する話し合いを行った。当事者は、**双方にとって利便性の良い場所で、2日間にわたる調停セッション(期日)を行う**ことに合意した。

期日前に、コンサルティング会社は、損害賠償請求額の大幅な引き上げを可能とする専門家報告書を提示した。相手方当事者は、同報告書が取下げられない限り、調停を取りやめると警告した。この問題は、当事者と調停人のEメールと電話による協議により解消し、同報告書は取下げられないが、その重要性の比重を引き下げること、また、報告書の執筆者は調停セッションに同席しないことが決まった。

略式の面談

当事者と調停人の実務関係を建設的に増進させるために、調停人は、面談を行うことが当事者の権利関係に何ら影響を与えるものではなく、また、当事者のいかなる発言も提案または合意を形成すると解釈されるものではないという理解の下で、期日前夜に、**当事者双方の意思決定者らのみと会食**を行った。

調停セッション (期日)

調停セッションには、**代表者として、各当事者の意思決定権限を持つ取締役**が出席した。各当事者は、さらに、**経営陣、外部専門家や外部弁護士**も伴って来会した。セッション冒頭で、調停人は、発言の順序や行動規範また休憩時間などの手続面に関する事項について、当事者の合意を確認した。その後、各当事者の弁護士による**冒頭陳述**が行われた。調停人は、その後、**弁護士のみとの話合いや、また反対に当事者のみとの話合いなどの、細分化された様々なグループ単位の話合い**を組み合わせ実施した。ある段階で、弁護士らは、調停の代替案となる可能性が高いシナリオとして、複数の国で同時に訴訟を行った場合の費用を、共同して見積もるように要請された。

コーカス

調停人は、各当事者と個別に、その弁護士を含めて、**コーカス (caucus)** (個々の当事者との別席会合) を2日間にわたって複数回行った。コーカスは、和解に代わる選択肢、それぞれの法的立場の優位性、合意形成を求める上で中核となるそれぞれの利益、さらに和解に関する選択肢などを、各当事者と共に探るために有用な手段である。調停人は、当事者の利益や法的立場の評価を行うことはせず、各当事者の弁護士に対して、当事者同席の上でヒアリングを行った。

これにより、裁判の費用及び不透明性、またそれぞれの立場の**強みと弱み**に関する当事者の理解を深めた。

さらに、コーカスにより、調停人は、**当事者の利害の対立を調整**できる可能性があることと、各当事者が、相手方当事者の協力により解消され得る問題を内部で抱えていることを理解した。コンサルティング会社にとっては、裁判で勝訴したとしても、仕事の受注が増えるわけではなく、反対に、相手方当事者と類似した会社とのビジネスチャンスを損なうおそれがあった。製造業者にとっては、結果が決まるまで技術の使用を継続することで損害額が増加する危険を冒すか、あるいは、費用と労力を費やして適性の劣った技術に切り替えることで金銭的リスクの範囲を限定させるか、という点でジレンマがあった。また、双方とも、この紛争が生じた以上、相手方当事者が将来協力関係を望むことはない、または協力できないであろうと、思い込んでいた。これらの理解は、**調停人がコーカスで各当事者から入手した情報**を基にしていた。ここから、調停人は、秘密情報を開示することなく、当事者に、同様の認識を得るような理解を促す必要があった。

打開の動き

打開の**好機**は、2日目の終盤、調停人が、当事者双方の意思決定者と、弁護士を同席させずに話し合ったときに訪れた。この時点までは、当事者は主に損害やロイヤルティの金額について協議していた。しかし調停人は、ここでは、意思決定者に対して、当事者同士が相互的に協力することがそれぞれの内部問題の解消につながる可能性についての認識を促すために、この目的に沿ったヒアリングを行った。ここで当事者は、それぞれの思い込みとは異なり、双方が**互いの協力関係を保つことに意欲がある**ことを認識し、一方の提案を、相手方も大卒で受け入れた。

和解に向けた動き

この進展を受けて全員参加の**全体会合セッション**が行われ、弁護士らは、**基本合意内容が反映された文書**を作成すべく指示を受けた。この原案は、それ自体に拘束力を持たせるものではなく、弁護士、当事者及び調停人との協議をさらに進めるためのたたき台として用いられるものとされた。最終的に、修正がなされた後、セッション中にこの文書に署名がなされた。その後、弁護士により正式な合意書が作成され、数週間後に合意書が締結された。

結果

上記の過程を経て、当事者は、権利侵害をそれ自体問題とすることなく、**特許ライセンス契約を締結し、金銭面の条件についても合意することに成功した**。製造業者はさらに、ライセンス許諾製品及び販売資料においてコンサルティング会社の技術を認めることに合意し、コンサルティング会社は、権利侵害請求を放棄した。その上、両当事者は、その後数年間にわたって特定の年間契約額に相当するコンサルティング契約を締結することに合意した。

調停は、当事者同士が多大な費用と時間をかけて複数の管轄下で訴訟を行うことを辞さない敵対的な状況を、各当事者の**ビジネス上の利益**に沿った取決めにより、技術を当該利益に沿って有益に活用することを可能とする条件の**合意**に至るまで導き、この紛争解決に**大きく貢献した**。

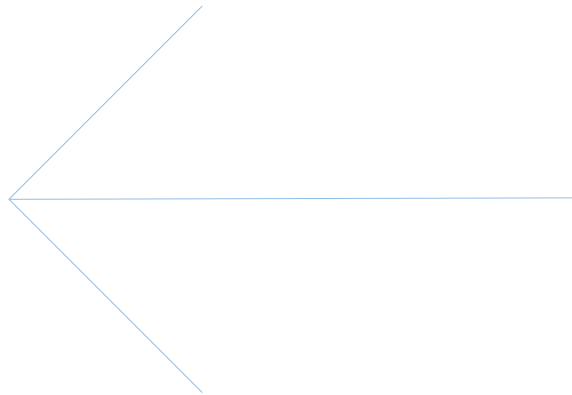
時間と費用

調停により、数か月間の断続的な当事者の時間負担と、裁判を行った場合と比較してわずかな費用で、この価値の高い結果がもたらされた。

WIPOあっせん

WIPOセンターは、当事者同士の直接交渉による和解や、既存の紛争のWIPO ADR手続への付託を支援するために、当事者に対する手続面の助言を行っています。

WIPOセンターに対するこのようなあっせん相談は、arbiter.mail@wipo.int (Eメール) または +41 22 338 8247 (電話) にて受け付けています。



調停と仲裁の比較

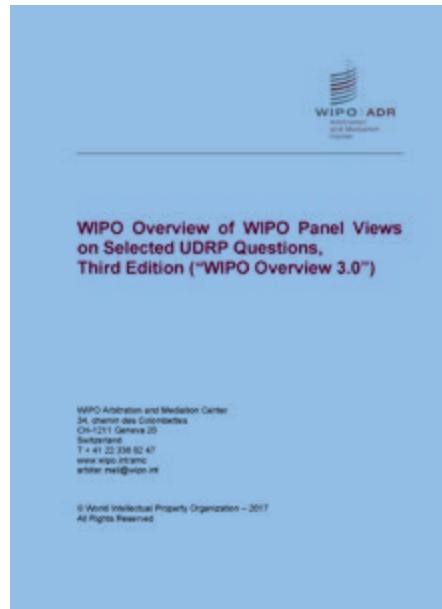
	調停	仲裁
当事者	いずれの当事者も一方的な意思による手続からの離脱が可能	当事者間の有効な合意により紛争の仲裁付託がなされた後は、いずれの当事者も、一方的な意思により手続から離脱することは認められない
調停人/仲裁人	調停人は和解を促進する仲介者であるが、当事者に対して和解を強制することはできない	仲裁人 (仲裁廷) は仲裁判断により事件に決定を下す権限を持つ
範囲	和解は、当事者間の、法的立場に限定されない広範な利益に基づく合意により成立	仲裁廷は、適用すべき実体法に基づく当事者の法的立場の問題を取り扱う
結果	和解合意書は、契約法の下で当事者に対する拘束力を持つ	仲裁判断は、当事者に対する拘束力を持ち、最終判断として国際的に執行可能

ドメイン名紛争処理

WIPOセンターでは、**不正な目的でのドメイン名登録・使用**（いわゆる「サイバースクワッティング」）に関する紛争のための**専用手続**を商標権者のために用意しています。センターは、WIPOの勧告により策定された**ドメイン名紛争統一処理方針 (UDRP)** に基づく紛争処理に関して**世界的な主要紛争処理機関**です。

この手続を利用する当事者は、WIPOが提供する書式例に加えて、WIPO Legal Index (裁定集) や WIPO Jurisprudential Overview (UDRPの論点に関する見解) などのオンラインリソースを使って申立ての準備を進めることができます。WIPO ドメイン名紛争処理サービスについては、次のウェブページをご覧ください。

wipo.int/amc/en/domains



WIPO規則と中立者

WIPO調停規則、仲裁規則、簡易仲裁規則及び専門家による決定規則は、**一般的にすべての商事紛争に適した規則**であり、さらに、**秘密保持や技術的証拠に関する規定など、知的財産紛争に特有のニーズ**に対応する規定も含むものです。紛争当事者は、**知的財産及び技術分野に経験豊かな独立した国際的な調停人、仲裁人及び専門家**を幅広く網羅したデータベースを活用することができます。

WIPO仲裁調停センター

スイス・ジュネーブとシンガポールに事務所を置く世界知的所有権機関仲裁調停センター (WIPO仲裁調停センター) は、民間当事者が**国内または国際的な商事紛争**を効率的に解決できるよう、**調停や仲裁を含む裁判外紛争処理 (ADR)**サービスを提供しています。WIPOセンターは、**知的財産や技術に関する紛争**を専門的に取り扱う**国際的な機関**です。WIPOセンターは、その主要な取組みの一つとして、センターのADR手続に要される**時間と費用の軽減**を重視しています。



写真: Maxwell Chambers Pte. Ltd.

WIPOセンター支部
(マックスウェル・チェンバース、シンガポール)



写真: WIPO / Berrod

WIPO本部 (スイス・ジュネーブ)

WIPO調停に関するより詳しい情報については、次のウェブページをご覧ください。

wipo.int/amc/en/mediation

事件の申立てや紛争処理条項の作成、またその他のADR事項に関してWIPOセンターに直接ご相談するには、
+41 22 338 8247 (電話)
または arbiter.mail@wipo.int (Eメール)
までご連絡ください。

知的財産及び技術紛争に関する WIPO調停誓約

紛争当事者が調停を検討する主な理由の一つは、紛争処理にかかる時間と費用の負担を大幅に軽減できる可能性があるためです。

WIPOセンターは、革新と創造の過程に及ぼす紛争の影響緩和を目的として、裁判に代わる紛争処理手段として調停の利用を推進するために、知的財産及び技術紛争に関するWIPO調停誓約を提供しています。この誓約は、知的財産及び技術紛争の解決に調停の利用を検討する意欲があることを示すもので、個人、企業や事務所または団体が署名可能です。

誓約に参加した署名者が、誓約に沿った実務的な調整を行いたい場合には、調停に関するWIPO推奨契約条項や付託合意 (p14参照) を自由に利用できます。

誓約への署名参加

www.wipo.int/amc/en/mediation/pledge.html



お問い合わせ先

**WIPO Arbitration and Mediation
Center (Geneva)**

WIPO仲裁調停センター (ジュネーブ)

34, chemin des Colombettes

CH-1211 Geneva 20

Switzerland

電話: +4122 338 82 47

ファックス: +4122 338 83 37

WIPO Japan Office (WJO)

WIPO日本事務所 (WJO)

〒100-0013

東京都千代田区霞ヶ関1丁目4番2号

大同生命霞ヶ関ビル3階

電話: +81 3 5532 5030

ファックス: +81 3 5532 5031

www.wipo.int/amc

arbiter.mail@wipo.int

© WIPO, 2020



表示 3.0 IGO
(CC BY 3.0 IGO)

CCライセンスはこの出版物の非WIPO
コンテンツには適用されません。

印刷: スイス

WIPO出版番号: 449J/2020
ISBN 978-92-805-3093-3